

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
別表第五（第十一条関係）	別表第五（第十一条関係）	別表第五（第十一条関係）	別表第五（第十一条関係）
専決者 (略)	専決事項 (略)	専決者 (略)	専決事項 (略)
西部県税 事務所長		西部県税 事務所長	<p>「広島県税条例第六条第一項第十二号に規定する事項（地方税法附則第二十九条の九から第二十九条の十三までの規定により、当分の間、知事が行うこととされる軽自動車税の環境性能割に係るものを含む。以下この表において同じ。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関（その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどっていた機関）が国土交通省組織令平成十二年政令第二百五十五号）別表に掲げる広島運輸支局である自動車（以下「広島運輸支局所管自動車」という。）に係る広島県税条例第一百二十四条の五第一項又は地方税法第一百六十一条の申告書又は修正申告書の受理及び広島県税条例第一百二十四条の五第二項の報告書の受理</p> <p>(二) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割又は軽自動車税の環境性能割（以下「自動車税の環境性能割」という。）の減免</p> <p>(三) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の過誤納金等還付請求書の受理</p> <p>(四) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の更正請求書の受理</p> <p>(五) 広島運輸支局所管自動車に係る地方税法第一百二十四条第二項及び第四項の規定による自動車税の環境性能</p>

	<p>一 広島県税条例第六条第一項第十二号に規定する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関(その定置場が県内に所在しない)ことなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどっていた機関(が国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局である自動車(以下「広島運輸支局所管自動車」という。)に係る広島県税条例第二百二十条の申告書の受理</p> <p>(二) 広島県税条例第一百九条第二項及び第一百九条の二の規定により証紙徴収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徴収される広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の減免及び課税免除</p> <p>(三) (二)の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理</p> <p>(四) (二)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)第四条第一項の規定による自動車税の納税済証の交付</p> <p>三 広島県税条例第六条第一項第十三号に規定する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号)第四条の自動車税の証紙徴収</p> <p>三 証紙代金収納計器の取扱人の指定(平成十六年広島県告示第七七十二号)に規定する証紙代金収納計器(広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の払込みに係るものに限る。)に係る次に掲げる事項</p> <p>(一) (三) (略)</p>
	<p>割等の徴収猶予及び徴収猶予の取消</p> <p>六 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第一百四条の七第二項の還付申請書の受理</p> <p>七 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第一百四条の八の還付申請書又は納付義務免除申請書の受理</p> <p>八 広島運輸支局所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)第四条第一項の規定による自動車税の環境性能割等の納税済証の交付</p> <p>二 広島県税条例第六条第一項第十三号に規定する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) の</p> <p>広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第二百二十条の申告書の受理</p> <p>(二) 広島県税条例第一百九条第二項及び第一百九条の二の規定により証紙徴収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徴収される広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の種別割の減免及び課税免除</p> <p>(三) (二)の自動車に係る自動車税の種別割の過誤納金等還付請求書の受理</p> <p>(四) (二)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の種別割の納税済証の交付</p> <p>三 広島県税条例第六条第一項第十四号に規定する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号)第四条の自動車税の種別割の証紙徴収</p> <p>四 証紙代金収納計器の取扱人の指定(平成十六年広島県告示第七七十二号)に規定する証紙代金収納計器(広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の納付及び自動車税の種別割の払込みに係るものに限る。)に係る次に掲げる事項</p> <p>(一) (三) (略)</p>

一 広島県税条例第六条第一項第十一号に規定する事項のうち、次に掲げるもの
(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関（その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどっていた機関）が地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所である自動車（以下「福山自動車検査登録事務所所管自動車」という。）に係る広島県税条例第百二十四条の五第二項の報告書の受理

二 広島県税条例第六条第一項第十二号に規定する事項のうち、次に掲げるもの
(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関（その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどっていた機関）が地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所である自動車（以下「福山自動車検査登録事務所所管自動車」という。）に係る広島県税条例第百二十四条の五第二項の報告書の受理
(二) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の減免
(三) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の過誤納金等還付請求書の受理
(四) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の更正請求書の受理
(五) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る地方税法第百六十四条第二項及び第四項の規定による自動車税の環境性能割等の徴収猶予及び徴収猶予の取消し
(六) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百十四条の七第二項の還付申請書の受理
(七) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百十四条の八の還付申請書又は納付義務免除申請書の受理
(八) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の環境性能割等の納税済証の交付
二 広島県税条例第六条第一項第十三号に規定する事項のうち、次に掲げるもの
(一) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百二十条の申告書の受理

(略)	<p>車」という。)に係る広島県税条例 第二百十条の申告書の受理</p> <p>(二) 広島県税条例第一百十九条第二項及び 第一百十九条の二の規定により証紙 徴収の方法及び知事から得た納付情 報により納付する方法により徴収さ れる福山自動車検査登録事務所管 自動車に係る自動車税の減免及び課 税免除</p> <p>(三) (二)の自動車に係る自動車税の過誤 納金等還付請求書の受理</p> <p>(四) (二)の自動車に係る証紙代金収納計 器の取扱い等に関する規則第四条第 一項の規定による自動車税の納税済 証の交付</p> <p>三 証紙代金収納計器の取扱人の指定に 規定する証紙代金収納計器(福山自動 車検査登録事務所所管自動車に係る自 動車税の払込みに係るものに限る。) に係る次に掲げる事項</p> <p>(一)(三) (略)</p>
(略)	<p>(二) 広島県税条例第一百十九条第二項及 び第一百十九条の二の規定により証紙 徴収の方法及び知事から得た納付情 報により納付する方法により徴収さ れる福山自動車検査登録事務所管 自動車に係る自動車税の種別割の減 免及び課税免除</p> <p>(三) (二)の自動車に係る自動車税の種別 割の過誤納金等還付請求書の受理</p> <p>(四) (二)の自動車に係る証紙代金収納計 器の取扱い等に関する規則第四条第 一項の規定による自動車税の種別割 の納税済証の交付</p> <p>三 証紙代金収納計器の取扱人の指定に 規定する証紙代金収納計器(福山自動 車検査登録事務所所管自動車に係る自 動車税の環境性能割等の納付及び自動 車税の種別割の払込みに係るものに限 る。)に係る次に掲げる事項</p> <p>(一)(三) (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この訓令は、令和八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第二条 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割に係る専決事項に
 ついては、なお従前の例による。

2 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る専決事項については、なお従前の
 例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に
 係る専決事項については、なお従前の例による。